

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和八年五月十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年十二月三日奈良県指令郡土第四二一一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年五月八日郡土第七三八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和八年五月八日郡土第二六二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二七八番一二、二七八番一三、二八九番一、二八九番四、

二八九番五、二八九番六、二八九番七、二八九番八、二八九番九及び二八九番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市堺区京町通一番五号

有限会社D I V A 代表取締役 梅原孝博

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二七八番一二、二七八番一三、二八九番一、二八

九番四及び二八九番五

下水道 生駒郡斑鳩町龍田南五丁目二七八番一三、二八九番一及び二八九番五の各

一部